平成25年10月1日

条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第 1項及びこども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第13条第3項の 規定に基づき、伯耆町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。
- 2 子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。
 - (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務
 - (2) 基本法第10条第2項の規定による計画の策定及び変更に関する事務
 - (3) 前2号のほか、こども施策に関し、町長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 支援法第6条に規定する子どもの保護者
 - (2) こども施策に関する事業に従事する者
 - (3) こども施策に関し学識経験のある者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときの招集は、町長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 4 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。